

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業
実施方針

令和6年7月10日
大津市企業局
(令和6年10月31日修正)

目次

第1	本事業の選定に関する事項	1
1	本事業の概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設等の種類	1
(3)	公営施設等の管理者の名称	1
(4)	事業場所	1
(5)	事業の目的	1
(6)	事業概要	2
(7)	本事業の業務内容	2
(8)	本事業の事業方式	2
(9)	事業スケジュール	3
(10)	本事業に関係する主な関係法令等	3
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	事業者選定の方法	4
2	選定の手順及びスケジュール	4
(1)	実施方針公表に伴う現地見学会への参加申し込み	4
(2)	実施方針公表に伴う開示資料の閲覧・配布の申し込み	4
(3)	実施方針・要求水準書（案）に対する質問・対話・回答	4
(4)	募集要項等の公表	5
(5)	募集要項等に対する質問回答	5
(6)	現地確認及び資料閲覧	5
(7)	参加表明書、参加資格確認申請書の提出	5
(8)	参加資格確認通知の発送	5
(9)	競争的対話の実施	5
(10)	提案書の提出	5
(11)	審査結果の公表	5
(12)	基本協定締結	5
(13)	事業契約締結	5
3	本事業への参加資格要件	6
(1)	応募者の構成等	6
(2)	応募企業、構成企業に共通の資格要件	6
(3)	応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件	8
(4)	参加資格要件確認基準日	9
4	審査及び選定に関する事項	9
(1)	基本的な考え方	9
(2)	審査手順に関する事項	9
(3)	優先交渉権者の選定	9
(4)	結果及び評価の公表方法	9
(5)	提出書類の取扱い	9
(6)	地元企業への配慮	10
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
1	リスク分担の基本的な考え方	11
(1)	リスク分担の考え方	11
(2)	リスク分担	11
(3)	保険	11
2	本市による支払に関する事項等	11

3	対象業務におけるサービスの水準	11
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1	施設の立地条件	12
(1)	更新改良業務の対象となる施設	12
(2)	運転維持管理業務の対象となる施設	12
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
1	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	12
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	13
2	事業の継続が困難となった場合の措置	13
(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	13
(2)	本市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	13
(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	13
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
1	法制上、税制上の措置に関する事項	14
2	財政上、金融上の措置に関する事項	14
3	その他の支援に関する事項	14
第8	その他本事業の実施に関し必要な事項	15
1	その他本事業の実施に関し必要な事項	15
(1)	議会の議決	15
(2)	情報公開及び情報提供	15
(3)	実施方針の変更	15
(4)	本事業において使用する言語等	15
(5)	提案に伴う費用負担	15
(6)	提出書類の返却	15
2	実施方針公表に伴う現地見学会	15
(1)	開催日時及び場所	15
(2)	申込方法	15
(3)	留意事項	15
3	実施方針公表に伴う開示資料の閲覧・配布の申し込み	16
(1)	受付期限	16
(2)	申込方法	16
4	実施方針・要求水準書（案）に関する意見又は質問及び対話の受付	16
(1)	受付期間	16
(2)	提出方法	16
(3)	実施方針・要求水準書（案）に関する対話の実施	16
(4)	質問書に対する回答方法	16
(5)	質問書に対する回答予定日	16
(6)	事業契約書（素案）の公表について	17
5	実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先	17
(1)	実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先	17
(2)	情報提供	17
別紙1	全体位置図	18
別紙2	事業実施体制イメージ	19
別紙3	リスク分担表	20

第1 本事業の選定に関する事項

1 本事業の概要

- (1) 事業名称
真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
- (2) 事業に供される公共施設等の種類
- (ア) 更新改良業務の対象となる施設
- ① 真野浄水場（真野取水場を含む）
 - ② 仰木低区配水池
 - ③ 真野低区配水池
- (イ) 運転維持管理業務の対象となる施設
- ① 浄水場（更新改良後の施設を含む）
 - ② 配水池（更新改良後の施設を含む）
 - ③ 加圧施設
 - ④ 調圧水槽
 - ⑤ 電動弁施設
- (3) 公営施設等の管理者の名称
大津市公営企業管理者 南堀 弘
- (4) 事業場所

項目	概要	備考
真野浄水場	大津市真野四丁目 25 - 34	
新瀬田浄水場	大津市萱野浦 1 - 1	
柳が崎浄水場	大津市柳が崎 6 - 1	
膳所浄水場	大津市本丸町 7 - 1	
八屋戸浄水場	大津市八屋戸 2320	令和 14 年度に廃止予定
その他場外施設	大津市全域	

※全体位置図は別紙 1 にて示す。

(5) 事業の目的

大津市では昭和 5 年に給水を開始して以来、市勢の発展や市域の拡大などに伴って増大する水需要に対応するため、8 次につながる拡張事業で浄水場をはじめとする水道施設の整備を進めてきた。

現在（令和 5 年度末）の普及率は 99.9%となっており、「拡張」から「維持管理」の時代に移行していることに加えて、これら水道施設の多くは高度経済成長期に建設され、既に更新時期を迎えていることから、早急にその更新に取り組む必要がある。

国においても、全国的施設の老朽化に伴うコストの増大や職員の高齢化による技術継承等水道事業をとりまく課題への対策として、平成 30 年 12 月に水道法を改正し、水道事業の経営基盤強化を目的とした水道事業の広域連携や官民連携の推進を行っている。本市としても、湖都大津・新水道ビジョンにおいて計画する「水道システムの再構築」として掲げる浄水場の統廃合と「水道施設の耐震化」の実施には、多大な事業費を要することから、官民の協力と創意工夫により事業の効率化を図りながら、お客様に安全で安心な水道水をお届けし続ける必要がある。

以上のことから、本市は、民間事業者が有する技術力やノウハウを最大限活用することに加え、本市水道事業会計の財政負担を抑制し、安全かつ安定した施設運営を行いながら、水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図ることを目的として、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(6) 事業概要

本事業は、浄水場施設及び配水池（以下、総称して「浄水施設等」という）の更新改良及び運転維持管理を DBO（Design Build Operate）方式により実施する。

(7) 本事業の業務内容

本事業の範囲は、下記に列挙するとおりである。事業者は、浄水施設等の更新改良及び運転維持管理を一体の事業として実施する。詳細は、募集要項等において示す。

(ア) 対象業務

- ① 更新改良業務
 - a. 事前調査業務
 - b. 設計業務
 - c. 工事業務
 - d. その他付帯する業務
- ② 運転維持管理業務
 - a. 運転管理業務
 - b. 保全管理業務
 - c. 更新改良施設の補修・修繕業務
 - d. 既存施設の補修・修繕業務
 - e. 物品調達業務
 - f. その他技術業務
 - g. 災害及び事故対応業務
 - h. 事業終了時の引継ぎ業務

(イ) 事業者の収入

本事業は、事業者との間で締結する事業契約に基づいて、事業者に対して事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

① 更新改良業務の対価

更新改良業務の対価の支払方法については、真野浄水場（真野取水場を含む）、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良の期間について、それぞれ毎年度 1 回出来高の 10 分の 9 以内の額を支払うこととし、その残額は、各施設の工事終了後に、事業者を支払うこととする。

② 運転維持管理業務の対価

運転維持管理業務の対価の支払い方法については、運転維持管理業務期間中に毎月事業者に支払いを行うこととする。

※本市水道事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について、別途提案することができ、本市との協議の結果、本市水道事業にとって有益であると認められる場合には、当該業務の追加若しくは業務内容の変更をすることが可能である。

当該提案によって、収益の増加若しくはライフサイクルコスト縮減効果などがある場合には、別途対価として支払う場合がある（プロフィットシェア）。

(8) 本事業の事業方式

本事業の事業方式は、事業者に対し、真野浄水場（真野取水場を含む）、仰木低区配水池、真野低区配水池について、実施設計、更新改良工事、更新改良業務の対象外施設を含む浄水場施設等（管路を除く）の運転維持管理業務を一括して発注する DBO（Design Build Operate）方式とする。

(9) 事業スケジュール

(ア) 事業期間

本事業は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までを事業期間とする。

なお、運転維持管理期間は本事業の開始から本事業期間の終了迄の10年間とする。

真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。

スケジュール (予定)	内容
令和7年12月	事業契約の締結
令和8年4月	本事業開始 (運転維持管理業務の開始)
令和14年12月	真野浄水場 (更新) の試運転完了
令和15年3月	真野浄水場 (更新) の引渡し
令和15年4月以降	真野浄水場 (旧系列撤去、耐震補強) の実施
令和18年3月	事業契約の終了

(イ) 事業化スケジュール

スケジュール (予定)	内容
令和6年7月	実施方針・要求水準書 (案) の公表
令和6年8月	実施方針公表に伴う現地見学会
令和6年7～10月	実施方針、要求水準書 (案) に関する質問・回答及び対話
令和6年11月	事業契約書 (素案) の公表
令和7年1月	募集要項等 (募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書 (案)、事業契約書 (案)、関係資料集等) の公表
令和7年1月～2月	募集要項等に対する質問受付・回答
令和7年2月～3月	現地確認及び資料閲覧
令和7年4月	参加資格審査申請書の受付期限
令和7年4月	参加資格確認通知の発送
令和7年4月～5月	競争的対話の実施
令和7年8月	提案書の受付期限
令和7年9月～10月	優先交渉権者選定・基本協定締結
令和7年12月	事業契約の締結
令和8年4月	事業開始

(ウ) 事業期間終了時の措置

本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持してなければならない。

(エ) 留意事項

本事業の更新改良工事は既存浄水場を運転しながらの工事となるため、お客様への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施することが求められる。

(10) 本事業に係る主な関係法令等

事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。なお、本事業の実施に必要な許認可が生じた場合、本市は、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

詳細については、要求水準書のとおりとする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業に係る事業者の選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している。（日程は都合により変更することがある）

（1）実施方針公表に伴う現地見学会への参加申し込み

現地見学会への参加は事前申込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。なお、参加人数は1社あたり5名を上限とする。

受付期限：令和6年8月2日（金）正午まで（必着）

開催日時：令和6年8月20日（火）から令和6年8月22日（木）

申込方法：別添様式1-1「実施方針公表に伴う現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、第8-5（1）の問合せ先まで電子メールにて申し込むこと。

（2）実施方針公表に伴う開示資料の閲覧・配布の申し込み

本事業に応募しようとする者に対し、参考資料の閲覧・配布を行う。希望者は次の手続きにより申し込むこと。

受付期限：令和6年8月2日（金）正午まで（必着）

申込方法：別添様式2「実施方針公表時開示資料閲覧・配布申込書」及び別添様式3「実施方針公表時開示資料における守秘義務の遵守に関する誓約書」を第8-5（1）の問い合わせ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

（3）実施方針・要求水準書（案）に対する質問・対話・回答

実施方針・要求水準書（案）に対する質問・対話・回答を以下のとおり行う。

（ア）質問書の提出

実施方針・要求水準書（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、別添様式4「実施方針・要求水準書（案）に関する質問書」に記入の上、第8-5（1）の問合せ先まで電子メールにて提出すること。

受付期間：令和6年7月10日（水）から令和6年8月9日（金）正午まで

（イ）対話申込書の提出及び対話の実施

実施方針・要求水準書（案）に関する対話の実施は事前申込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。なお、参加者は単独企業又は複数の企業からなるグループのどちらも認めるものとする。

受付期限：令和6年8月2日（金）正午まで（必着）

実施日時：令和6年9月9日（月）から令和6年9月13日（金）まで

申込方法：別添様式1-2「実施方針・要求水準書（案）に関する対話申込書」に必要事項を記入の上、第8-5（1）の問合せ先まで電子メールにて申し込むこと。

(ウ) 実施方針・要求水準書（案）に対する質問への回答の公表

本市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見又は質問のうち、本市が必要と判断したもの及びその回答を、本市ホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

回答予定日：令和6年10月31日（木）

(4) 募集要項等の公表

実施方針等に対する質問を踏まえ、募集要項等（募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、関係資料集等）を公表する。

(5) 募集要項等に対する質問回答

募集要項等に対する質問・回答を行う。

(6) 現地確認及び資料閲覧

本プロポーザルに応募を希望する者に対し現地確認及び資料閲覧の実施を予定している。実施方法については、募集要項等に示す。

(7) 参加表明書、参加資格確認申請書の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、参加表明書、参加資格確認申請書を提出すること。なお、当該様式については募集要項等に示す。

(8) 参加資格確認通知の発送

参加資格確認の結果を応募者に通知する。

(9) 競争的対話の実施

本事業への参加資格を有する応募者との間で、本市が必要と判断した場合に競争的対話の実施を予定している。実施方法については、募集要項等に示す。

(10) 提案書の提出

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書を提出すること。なお、提案書の作成要領については、募集要項等に示す。また、応募者に対するヒアリングを本市が必要と判断した場合に行うことを予定している。

(11) 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに本市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定締結

本市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。

(13) 事業契約締結

本市は、基本協定の規定に基づき優先交渉権者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約の規定に基づき、本施設の設計及び工事を行う目的で結成する共同事業体（本施設の設計及び工事を行う企業が複数存在する場合に結成するもの、単独の場合は当該業務を担当する企業）と本事業に係る設計及び建設工事請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、本施設の運転維持管理を行う目的で結成する共同事業体（本施設の運転維持管理を行う企業が複数存在する場合に結成するもの、単独の場合は当該業務を担当する企業）と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。

基本契約、設計及び建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

3 本事業への参加資格要件

本事業への参加を希望する者の参加資格要件は以下のとおりとする。参加を希望する者は参加表明書、参加資格確認申請書の提出日において次の要件を満たしていること。

- (1) 応募者の構成等
 - (ア) 応募者は単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。（事業実施体制イメージについては、別紙2に示す。）
 - (イ) 応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業を「協力企業」という。
 - (ウ) 応募グループにより応募する場合は、構成企業の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
 - (エ) 構成企業は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
 - (オ) 応募グループは、第2-3（3）に定義される設計企業、建設企業、運転維持管理企業等により構成されることとする。なお、構成企業は、設計企業、建設企業、運転維持管理企業を兼ねることは可能とする。
 - (カ) 参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業、構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業、構成企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、本市に速やかに通知しなければならない。
 - (キ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、構成企業が、同時に他の応募企業、構成企業、協力企業となることは認めない。
 - (ク) 構成企業のうち、設計企業および建設企業が複数ある場合、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下、「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの結成方法は応募グループの提案とする。
 - (ケ) 構成企業のうち、本施設の運転維持管理を行う企業が複数存在する場合、本施設の運転維持管理を行う目的で共同事業体（以下、「運転維持管理JV」という。）を結成するものとする。なお、運転維持管理JVの結成方法は応募グループの提案とする。
- (2) 応募企業、構成企業に共通の資格要件
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (エ) 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中ではない者
- (オ) 本市から指名停止を現に受けていないこと。
- (カ) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (キ) 本市が出資する法人でないこと。
- (ク) 大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（第 2 - 4（1）に記載するもの）の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。
- (ケ) 次の①から⑥までのいずれかの場合に該当しない者
- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (コ) 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者。なお、本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者は、次のとおりである。
- ① EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
（東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号）
 - ② 株式会社東京設計事務所
（東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号）
 - ③ 弁護士法人関西法律特許事務所
（大阪府中央区北浜二丁目 5 番 2 3 号）

(3) 応募企業、構成企業の各業務を実施する者の資格要件

応募企業、構成企業のうち、設計企業、建設企業、運転維持管理企業は、それぞれ以下に示す各業務を実施する企業の資格要件を満たす者でなければならない。なお、応募企業、構成企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものとする。なお、代表企業となる者は、設計企業、建設企業、運転維持管理企業のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。

(ア) 設計業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

設計業務を行う応募企業、構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、設計業務を行う構成企業が複数ある場合は、1 者は以下の要件を全て満たし、その他の設計業務を行う構成企業は①若しくは②を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が 1 名以上在籍していること。
- ③ 設計企業は、平成 16 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上の上水道の浄水能力を有する急速ろ過方式の水道の浄水場の設計実績及び送水ポンプ施設（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が 10,000m³/日以上）の設計実績を有すること（浄水場と送水ポンプの設計実績は別の業務実績でも可とする）。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で設計業務を履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上（設計・施工 DB 方式による受注の場合は、設計総額に対する割合とする）で履行したことを証明できる場合（契約書、テクリスの写しの提出等）に限ることとする。

(イ) 建設業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

建設業務を行う応募企業、構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、建設業務を行う構成企業が複数ある場合は、①及び②についてはすべての者が満たすこととし、③については、1 者若しくは複数の者の実績によって要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において各担当工事の総合評定値が市内企業（本社所在地が津市内にある企業）は 1,000 点以上、市外企業（本社所在地が市外にある企業）が 1,100 点以上であること。
- ③ 建設企業は、平成 16 年度以降に竣工した公称能力 10,000 m³/日以上の規模を有する急速ろ過方式の水道の浄水場の建設完了実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていることとする。沈殿池及び急速ろ過池については別業務の実績であっても可とするが、沈殿池については、主要機器（汚泥掻き寄せ機等）を含むものとする）及び送水ポンプ施設（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が 10,000m³/日以上）の建設完了実績を有すること。ただし、建設完了実績は同一の工事内での実績である必要はないものとする。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が 10 分の 2 以上で履行したことを証明できる場合（契約書、コリンズの写しの提出等）に限ることとする。

(ウ) 運転維持管理業務を行う応募企業、構成企業に必要な資格

- ① 運転維持管理企業は、平成 16 年度以降の公称能力 10,000 m³/日以上の上水道の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の運転維持管理実績（元請としての実績を有すること）があること（なお、現在受注中の実績であっても、複数年の業務委託（DBO・PFI を含む）の場合、1 年以上の業務履行があれば運転維持管理実績として認めるものとする）。ただし、親会社等の実績は認めない。

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は参加表明書、参加資格確認申請書の提出日とする。なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

審査及び選定は以下のとおり行う。

(1) 基本的な考え方

本事業は、本市水道事業においても、浄水場体制再編に向けた浄水場更新事業であるとともに運転維持管理を含め、今後の強靱で持続可能な水道システムの構築にとって極めて重要な事業である。そのため、設計、工事、運転維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

また、学識経験者を含めた大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(2) 審査手順に関する事項

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、募集要項等において公表する。

(ア) 資格審査

資格審査では応募者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

資格審査を通過した応募者についてのみ、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。

(3) 優先交渉権者の選定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定する。

その後、本市と優先交渉権者は募集要項等に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、優先交渉権者は事業契約締結により、本事業の事業者として確定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともに本市ホームページで公表する。

(5) 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(6) 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、本事業の実施にあたっては、本市内に本社を有する企業の活用努めること。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、更新改良業務、運転維持管理業務の責任は、原則として事業者の責任において、要求水準書等に記載の業務を行うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

本市と事業者のリスク分担は、原則としてリスク分担表（別紙3）によるものとする。

(3) 保険

事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

2 本市による支払に関する事項等

本市は、事業契約の条項に従い事業者に対して対価を支払う。

対価の具体的な支払方法については、募集要項等で提示する。

3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる運転維持管理等に要求するサービスの水準は、要求水準書等において示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

(1) 更新改良業務の対象となる施設

【真野浄水場】

計画地		大津市真野四丁目 25-34
事業用地	用途地域	準工業地域
	容積率	200%
	建ぺい率	60%

【真野取水場】

計画地		大津市真野五丁目 36-25
事業用地	用途地域	商業地域
	容積率	400%
	建ぺい率	80%

【仰木低区配水池】

計画地		大津市仰木の里三丁目
事業用地	用途地域	第一種低層住居専用地域
	容積率	60%
	建ぺい率	40%

【真野低区配水池】

計画地		大津市花園町 20-7
事業用地	用途地域	第一種低層住居専用地域
	容積率	60%
	建ぺい率	40%

(2) 運転維持管理業務の対象となる施設

科目	所在概要
水道施設	大津市内一円の浄水場、配水池、加圧施設、調圧水槽、電動弁施設

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

なお、本事業の一部のみの継続が困難となった場合は、当該部分の事業契約のみを解除することができるものとする。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが要求水準書等に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、本市は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、本市は事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)又は(イ)の規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、本市は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 本市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) (ア)の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、本市は事業契約の定めるところより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 不可抗力の他、本市又は事業者の責めに帰すことにできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

(イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、本市及び事業者は、それぞれの相手方に、事前に書面によりその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。

(ウ) (イ)の規定により事業契約が解除された場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約に定めるところに従う。基本的な内容については、募集要項等で示す。不可抗力の定義については、募集要項等で示す。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、更新改良業務、運転維持管理業務における、事業者による本市所有財産の無償使用がある場合がある。

2 財政上、金融上の措置に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し、本市は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

また、本市として補助金、出資等の支援は行わない。

3 その他の支援に関する事項

本事業実施に必要な許認可等が生じた場合、本市は必要に応じて協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市と事業者とで協議を行う。

第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 その他本事業の実施に関し必要な事項

- (1) 議会の議決
債務負担行為の設定に関する議案は、大津市議会令和6年11月通常会議に提出することを予定している。
- (2) 情報公開及び情報提供
大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）に基づき、本事業に係る図書について情報公開を行う。情報提供は、適宜本市ホームページ等を通じて行う。
- (3) 実施方針の変更
実施方針は、公表後に事業者から受け付けた質問、意見、対話踏まえ、その内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、本市ホームページ等を通じて公表する。
なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。
- (4) 本事業において使用する言語等
本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (5) 提案に伴う費用負担
提案に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (6) 提出書類の返却
応募者から提出された書類は返却しない。

2 実施方針公表に伴う現地見学会

- (1) 開催日時及び場所
事前に受け付けをした者のみ参加することができる。
開催日時：令和6年8月20日（火）から令和6年8月22日（木）
・ 集合場所：大津市真野浄水場等
※詳細は、別途通知する。
- (2) 申込方法
実施方針公表に伴う現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに別添様式1-1「実施方針公表に伴う現地見学会参加申込書」を第8-5（1）の問い合わせ先へ電子メールにて送信すること。
本市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、令和6年8月2日（金）午後5時までに電子メールで受付完了の返信を行う。
受付期限：令和6年8月2日（金）正午（必着）
- (3) 留意事項
・ 参加者は本事業に参加を検討する事業者とし、1社あたり5名までとする。
・ 参加人数によって、参加日や集合場所について分ける可能性がある。

3 実施方針公表に伴う開示資料の閲覧・配布の申し込み

(1) 受付期限

本事業に応募しようとする者に対し、参考資料の閲覧・配布を行う。希望者は次の受付期限までに申し込むこと。

受付期限：令和6年8月2日（金）正午まで（必着）

(2) 申込方法

別添様式2「実施方針公表時開示資料閲覧・配布申込書」及び別添様式3「実施方針公表時開示資料における守秘義務の遵守に関する誓約書」を第8-5（1）の問い合わせ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

4 実施方針・要求水準書（案）に関する意見又は質問及び対話の受付

(1) 受付期間

令和6年7月10日（水）から令和6年8月9日（金）正午まで

(2) 提出方法

実施方針・要求水準書（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、別添様式4「実施方針・要求水準書（案）に関する質問書」に記入の上、第8-5（1）の問合せ先まで電子メールにて提出すること。

使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、意見又は質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業質問書 □□」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話番号並びにE-Mailアドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、第8-5（1）の問い合わせ先まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 実施方針・要求水準書（案）に関する対話の実施

実施方針・要求水準書（案）に関する対話の実施は事前申込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。なお、参加者は単独企業又は複数の企業からなるグループのどちらも認めるものとする。

受付期限：令和6年8月2日（金）正午まで（必着）

実施日時：令和6年9月9日（月）から令和6年9月13日（金）まで

対話時間：単独企業又は複数の企業からなるグループにつき、1時間程度とする

申込方法：別添様式1-2「実施方針・要求水準書（案）に関する対話申込書」に必要事項を記入の上、第8-5（1）の問合せ先まで電子メールにて提出すること。

(4) 質問書に対する回答方法

本市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見又は質問のうち、本市が必要と判断したもの及びその回答を、本市ホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

(5) 質問書に対する回答予定日

令和6年10月31日（木）

(6) 事業契約書（素案）の公表について

質問書に対する回答を踏まえて、令和6年11月に事業契約書（素案）について公表を予定している。

事業契約書（素案）に対する質問等詳細については、別途通知する。

5 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先

(1) 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先

実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

大津市企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室

〒520-0022

大津市柳が崎6番1号

電話番号：077-526-5137

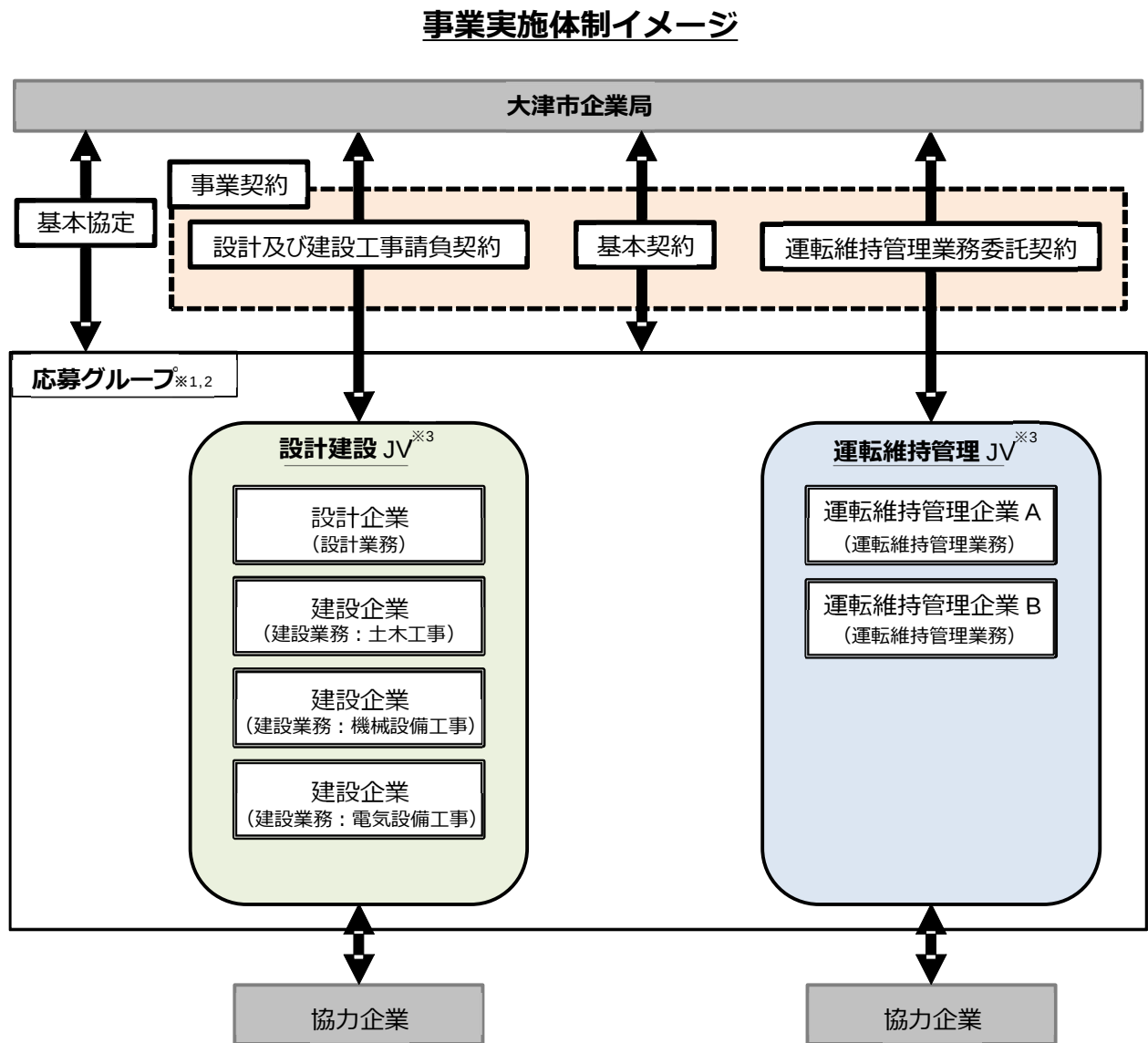
メールアドレス：otsu2869@city.otsu.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

大津市企業局ホームページ (<http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/index.html>)

以上



※ 1 : 単独企業で応募する場合は、応募企業とする。

※ 2 : 複数企業によって構成されるグループの場合は、応募グループを構成する企業（構成企業）の中から代表企業を1社選定するものとする。

※ 3 : 単独企業で応募する場合は、JVの結成は不要とする。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの概要	市	事業者
共通	募集要項等	記載内容の変更及び誤りに関するもの	○	
	契約締結	市の帰責事由により、落札者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○	
		事業者の帰責事由により、落札者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○
	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	○	
		本事業の計画外である施設の統合・廃止によるもので、契約の中断・変更に関わるもの	○	
		浄水業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
	法制度等	本事業に直接関わる法制度等（水道法等）の新設、変更等	○	
		上記以外の法制度等の新設、変更等		○
	許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
		本市が取得すべき許認可の遅延に関わるもの	○	
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
		消費税の変更に関わるもの	○	
	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、工事、運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
		本市の帰責事由による第三者賠償等	○	
	住民対応	本事業に対する、又は本市の要求に起因する住民の反対運動等	○	
		調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題	本市の要求に起因する環境問題	○	
		事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
	見学者事故	事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化又は運転維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		○
	安全確保	調査、工事、運転維持管理における安全の確保		○
	従事者の不正、犯罪	情報漏洩、横領等		○
	事業者の発注する業務	事業者が発注する契約の内容変更等		○
更新改良	事業の中断	本市の帰責事由による事業の中断等	○	
		事業者の帰責事由による事業の中断（事業者の経営破たん又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		○
		戦争、風水害、地震他、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等（予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものを除く）	○	
	測量・調査	遺産・遺跡の存在に関するもの	○	
		遺産・遺跡以外で事前に推測することが困難なもの	○	
		上記以外の測量・調査に関するもの		○

	計画・設計・仕様変更	本市の請求による変更、不備	○	
		事業者からの請求による変更、不備		○
	用地	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外の更新改良に要する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、土壌汚染等事前に推測することが困難なもの）	○	
		地中埋設物（埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの）		○
	工事遅延	本市の帰責事由による完工（運転維持管理開始）遅延	○	
		事業者の帰責事由による完工（運転維持管理開始）遅延		○
	工事費の増大	本市の帰責事由による工事費増大	○	
		事業者の帰責事由による工事費増大		○
運転維持管理	性能	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	施設損傷	更新改良施設の試運転開始・引渡し前に生じた施設損傷		○
	要求水準の未達	事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの		○
		本市による指示書等の内容の不備によるもの	○	
		事業者の業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
	施設性能	更新改良施設が要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合		○
	施設・設備の契約不適合	更新改良施設に契約不適合が見つかった場合		○
		更新改良施設以外に契約不適合が見つかった場合	○	
	施設・設備の損傷	更新改良施設の劣化による損傷		○
		更新改良施設以外の劣化による損傷	○	
	運転維持管理費増大	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	○	
		想定需要と比較した需要変動に起因した薬品費等の増減	○	
		民間帰責による民間企業提案と異なる電力費増が市側に発生した場合		○
		上記以外の事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大	○	
		上記以外の運転維持管理費の増大		○
	機器更新	更新改良施設の機器更新について不具合が発生した場合		○
	補修・修繕費の増大	更新改良施設の補修・修繕費		○
		更新改良施設以外の修繕・補修費	○	
その他	物価変動	物価変動	○	
	終了手続き	業務終了に伴う諸費用の発生に関するもの		○

【凡例】 ○：主負担 空欄：負担なし